



第3期 与謝野町 子ども・子育て 支援事業計画

概要版

令和7年～令和11年度



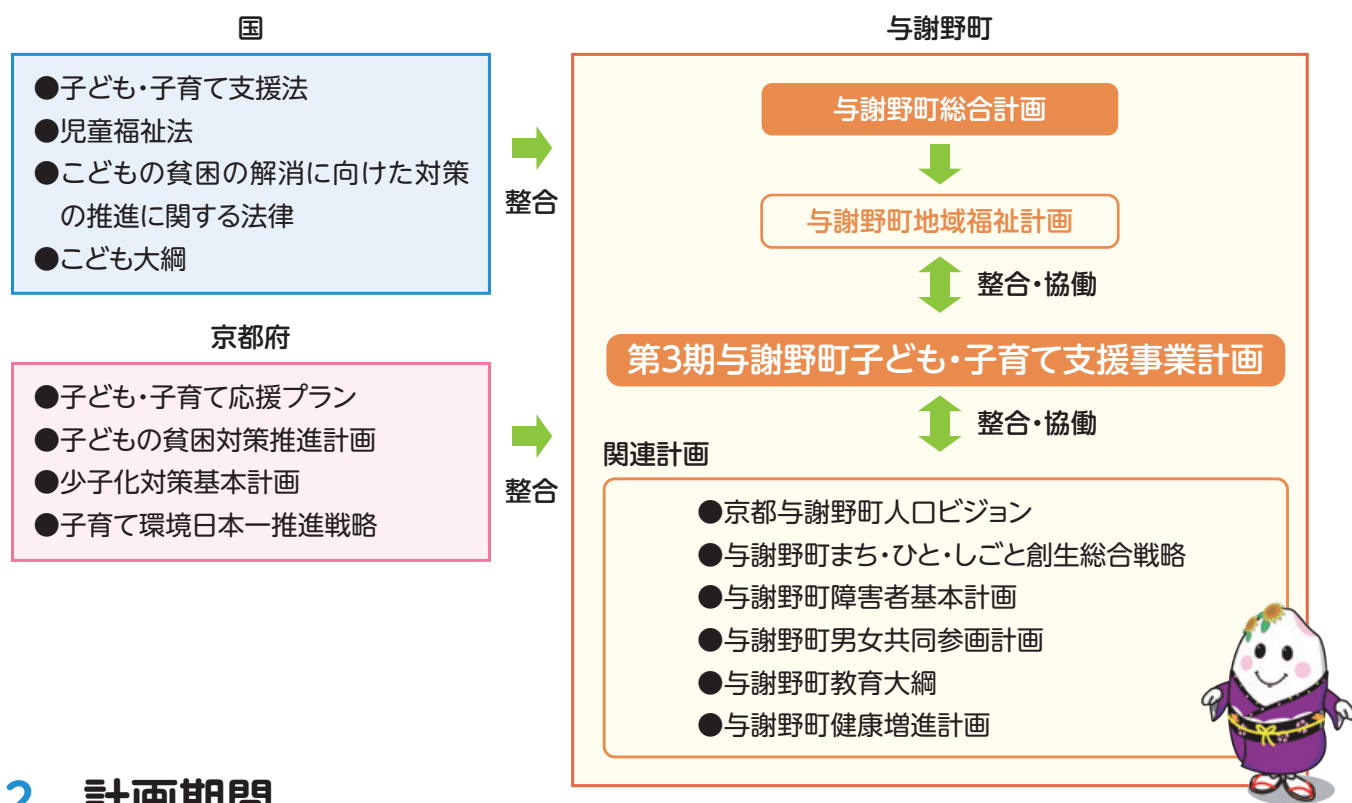
令和7年3月
与謝野町



1 計画策定の趣旨と位置づけ

- この計画は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、子ども・子育て支援法の基本理念及びこども・子育て支援の意義を踏まえつつ、与謝野町のこども一人ひとりが健やかに成長することができる社会の実現と、こども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的とする計画です。
- また、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく「市町村行動計画」として位置づけるとともに、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)及び国の「こども大綱」の趣旨等を踏まえ、法律第10条第2項に基づく「市町村計画」を包含した計画として策定します。
- 本町は、新たな計画に基づき、本町の一人ひとりのこどもが健やかに成長することができ、安心して子育てができる環境づくりを推進します。

■関連計画等との整号



2 計画期間

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
子ども・子育て支援事業計画	→	第3期計画策定	→	→	中間見直し	→	改定	次期計画
第2次与謝野町総合計画	→	→	→	改定	次期計画	→	→	→





3 基本理念

子育てするならこのまちで

すべてのこどもが良質な教育・保育を受けられ、健やかな育ちが保証されるまち、
豊かな自然に恵まれた環境の中で、安心してこどもを生み育てられるまち、
このようなまちを地域・住民との協働のもとに目指します。

4 基本方針

(1) こどもを権利の主体として、今とこれからの最善の利益を図る

- 本町は、こどもを多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こどもの今とこれからのための最善の利益を図ります。

(2) こどもや子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- 本町は、こどもの最善の利益を実現する観点から、こどもの意見を年齢や発達に応じて尊重するとともに、こどもや子育て当事者の意見を聴き、対話しながら、協働で地域の課題を解決し、こどもや子育て当事者の自己実現とこども・子育て支援、次世代育成支援対策への主体的な参画を後押しします。

(3) こどもや子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- 本町は、乳幼児期から学童期・思春期といったライフステージに応じて、こどもや子育て当事者を地域全体で切れ目なく支えるとともに、一連の過程において、様々な分野の関係機関・団体が有機的に連携し、教育・保育、保健、医療、療育、福祉を切れ目なく提供するような、ネットワークの強化を図ります。

(4) 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこどもが幸せな状態で成長できるようにする

- 本町は、全てのこどもが相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができるよう、地域の居場所づくりを図るとともに、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく地域生活を営むことができるように取り組みます。

(5) 若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望を支援する

- 本町は、若い世代が自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて地域全体で支えるとともに、共働き・共育てを推進し、固定的性別役割分担意識等を前提とした働き方や子育ての見直しに向けて、男女共同参画の取組を推進します。



5 基本目標と施策の方向

●基本理念及び基本方針を念頭に置きつつ、本町として一貫性のあるこども・子育て支援や次世代育成支援対策を進めるため、6つの基本目標の実現に向けて総合的に施策を推進していきます。

基本理念	子育てするならこのまちで
基本目標	施策の方向
基本目標1： 地域における子育て支援	○地域における子育て支援サービスの充実 ○保育サービスの充実 ○子育て支援のネットワーク ○こどもの健全育成 ○交流や集いの場づくり ○地域における人材育成 ○子育て家庭への経済的支援の充実
基本目標2： 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	○こどもや母親の健康の確保 ○学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 ○食育の推進 ○小児医療の充実
基本目標3： こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	○次代の親の育成 ○こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 ○豊かなつながりの中での家庭や地域の教育力の向上
基本目標4： 子育て家庭にやさしい環境の整備	○良好な居住環境の整備 ○安全・安心なまちづくりの整備 ○こども等の安全の確保
基本目標5： 職業生活と家庭生活との両立の推進	○仕事と生活の調和の実現のための広報・啓発等の推進 ○仕事と子育ての両立支援のための基盤整備、子育て支援の展開
基本目標6： 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	○きめ細かな見守りと相談・支援体制 ○ひとり親家庭等に対する支援の充実 ○障害のあるこどもへの施策の充実 ○こどもの貧困対策



6 幼児期の教育・保育

- 令和6年度現在の特定教育・保育施設(町立認定こども園)3か所に加え、令和7年度より野田川地域に「町立のだがわ第2こども園」(「石川保育所」を「山田保育所」へ集約)を開設します。
- さらに、令和9年度以降、野田川地域の「町立のだがわこども園」と「町立のだがわ第2こども園」を統合し、(仮称)野田川地域認定こども園において量の見込の確保を図ります。
- そのほか、認可外保育施設と特定地域型保育事業(小規模保育)において2号認定児及び3号認定児、私立幼稚園において1号認定児の受け入れを行います。

【幼児期の教育・保育】

支給認定区分		対象の家庭
1号	こどもが満3歳以上	専業主婦(夫)家庭、就労時間が短い家庭
2号	こどもが満3歳以上	共働きであるが、幼稚園等の利用を希望する家庭
	こどもが満3歳以上	共働きの家庭
3号	こどもが満3歳未満	共働きの家庭

【量の見込み(必要利用定員総数)と確保方策】

(単位:人)

			推計				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号	①量の見込み(必要利用定員総数)		14	12	10	9	7
	②確保方策	特定教育・保育施設	36	36	36	27	27
		私立幼稚園	15	15	15	15	15
	③過不足(②-①)		37	39	41	33	35
2号	①量の見込み(必要利用定員総数)		312	286	281	264	259
	②確保方策	特定教育・保育施設	288	288	288	263	263
		認可外保育施設	30	30	30	30	30
	③過不足(②-①)		6	32	37	29	34
3号(0歳)	①量の見込み(必要利用定員総数)		49	46	44	43	41
	②確保方策	特定教育・保育施設	48	48	48	45	45
		特定地域型保育事業 認可外保育施設	10	10	10	10	10
	③過不足(②-①)		9	12	14	12	14
3号(1歳)	①量の見込み(必要利用定員総数)		63	64	64	64	65
	②確保方策	特定教育・保育施設	86	86	86	75	75
		特定地域型保育事業 認可外保育施設	10	10	10	10	10
	③過不足(②-①)		33	32	32	21	20
3号(2歳)	①量の見込み(必要利用定員総数)		72	70	67	64	61
	②確保方策	特定教育・保育施設	102	102	102	90	90
		特定地域型保育事業 認可外保育施設	10	10	10	10	10
	③過不足(②-①)		40	42	45	36	39





7 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法に基づき、町の実情に応じ、子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

【地域子ども・子育て支援事業(本町が実施する事業)】

事業名	事業概要	提供体制
利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	令和6年4月に設置したこども家庭センターが地域子育て相談機関や地域の子育て支援サービス等と連携を密にし、こどもと子育て家庭の母子保健や子育て支援サービス等の利用を支援します。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。	加悦、岩滝、野田川の計3か所の子育て支援センターで本事業を実施しており、加悦、岩滝、野田川に設置することを基本としますが、就園率、利用者数、出生数の推移等により施設の集約化を含めた多機能・複合施設化を検討します。
妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査や保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、必要に応じて医学的検査を実施し、費用の一部を計14回助成します。	医療機関に委託し実施します。妊娠届受理時に、母子健康手帳と併せ、国が示す妊娠期における健診回数14回分の妊婦健康診査受診券を交付し、妊婦健診の適切な受診と受診券の利用について、啓発を行います。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、助言等を行います。	こども家庭センターを実施機関として、保健師や助産師による実施体制を確保し、全戸訪問を目指します。
養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭の居宅を訪問し、指導・助言等を行い、適切な養育を支援します。	こども家庭センターを実施機関として、保健師や助産師による実施体制を確保します。 妊娠届出時の面接や乳児家庭全戸訪問事業などにより、訪問支援を行う必要があると思われる家庭を把握し、その情報をもとに訪問する家庭や支援内容を決定した上で、保健師、助産師などの有資格者が訪問します。
子育て短期支援事業	保護者の仕事や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設等で一定期間、養育・保護し児童の健全な育成を図り、その保護者等を支援する事業です。	緊急時に利用できるよう、委託先の施設を確保し、実施します。
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生を子育て中の保護者を対象に、こどもの預かり等の援助を希望する者(依頼会員)と援助を行うことを希望する者(協力会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	援助会員の確保に努めるとともに、利用会員となる対象者への事業の周知を図りながら、より利用しやすい援助を目指します。





一時預かり事業	一時預かり (幼稚園型)	幼稚園や認定こども園の在園児を対象として、正規時間終了後に保護者の就労理由などにより希望する者に対し、預かり保育を実施します。	保育所や認定こども園における受け入れ体制を確保します。
	一時保育 (幼稚園型以外)	保護者の仕事や傷病等、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所や認定こども園において、預かり保育を実施します。	
延長保育事業		保育短時間認定を受けたこどもについて、通常の利用時間以降において、町内の保育所や認定こども園で保育を実施します。	保育所や認定こども園において、保育標準時間の保育を実施する中で対応します。延長保育を含めた保育ニーズの推移に注視しつつ計画の変更についても、今後の動向を見極めながら検討します。
病児保育事業		病気の治療・回復期にあり、まだ集団生活が難しいこどもについて、医療機関等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。	宮津市・伊根町と共同で設置している、定員6人の病児保育所1か所(宮津与謝病児保育所 りりふる)において受け入れを行います。
学童保育 (放課後児童健全育成事業)		保護者が労働等で昼間家庭にいない小学校に就学しているこどもに対し、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。	本町では、令和6年度現在、町内に計7か所の学童保育所を設置しており、見込まれる利用人数に対応できる提供体制を整備します。 また、利用希望の多い夏休み等の期間については、一時的に定員を増やすなどして待機児童解消に努めます。
実費徴収に係る補足給付を行う事業		保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保護者が特定教育・保育施設等に対して支払うべき食事の提供(副食の提供に限る。)に要する費用を助成する事業です。	補助が必要な全ての世帯への助成ができるよう、対象者の把握と給付に努めます。
妊婦等包括相談支援事業		①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間、これらの3つのタイミングで面談を実施し、伴走型相談支援を実施する事業です。	こども家庭センターを実施機関として、保健師や助産師等による実施体制を確保します。
産後ケア事業		出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。	町内外の医療機関に委託し、ショートステイ型(宿泊によるケア)とデイサービス型(日帰りによる個別)又は直営のデイサービス型(日帰りによる集団でのケア)を実施します。
【新規事業】 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)		月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で保育所等を利用できる事業です。	令和8年度からの事業実施に向けて、必要な定員の受け入れを行えるよう、実施体制の確保を進めていきます。
【新規事業】 親子関係形成支援事業		児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける等、必要な支援を行う事業です。	虐待の未然防止として、子育てに困り感を持った保護者を対象にペアレント・トレーニングを実施します。



8 こどもの貧困対策の推進

- 就学の援助、学資の援助、学習の支援、その他貧困の状況にある子育て世帯の教育の支援の充実に努めます。
- 貧困の状況にある子育て世帯に対して、生活困窮者自立支援事業をはじめとする各種事業を通じて、包括的な相談支援や個々の状況に応じた生活支援（住居の確保や生活援助、相談支援、情報提供、その他の生活に関する支援）の充実に努めます。
- 貧困の状況にある子育て世帯に対して、給付金の支給や必要な情報提供、相談支援等、就労支援の充実に努めます。
- 各種の助成や手当等の支給、費用の減免等、様々な法制度に基づく支援を組み合わせることで経済的支援の効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促進します。
- 民間団体の活動を支援し、民間団体と連携したこどもの貧困の解消に向けた対策を推進します。

9 こども家庭センターについて

令和6年4月に設置した「こども家庭センター」は、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して、児童福祉分野と母子保健分野で一体的に相談支援を行う機関です。

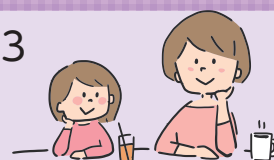
母子保健事業や子育て支援サービスを必要とする世帯等に確実に支援を届けるため、支援メニューの体系的なマネジメントを行う「サポートプラン」を作成し、支援に当たります。

与謝野町



こども家庭センター

場所：与謝郡与謝野町加悦433
TEL：0772-43-9024



特色・PR欄

「子育てするならこのまちで」を合言葉に子育て世帯が地域で安心して妊娠・出産・子育てできる環境を実現するため、与謝野町こども家庭センターを子育て応援課内に設置しています。

出産準備応援金（5万円×2）として妊娠中の方への経済的支援を行っています。

「ハローベビープロジェクト」では、出産前にご夫婦と一緒に赤ちゃんを迎える話し合いの場として両親面談を行い、離乳食食器を含む育児支援グッズをプレゼントしています。

また、「産後ママのリフレッシュケア」ではお母さんがゆっくりお風呂に入り、食事をしてお昼寝できる、そんな1日が過ごせる場を用意しています。

入園後・就学後も子どもの発達をみんなで見守ることができるよう保育や教育現場への支援も行っています。



利用者さんへのメッセージ

子育て中に感じる不安、心配、悩みごとなど…些細なことでも構いません！気軽に声をかけてください。一緒に考えていけたらいいな、と思っています。

